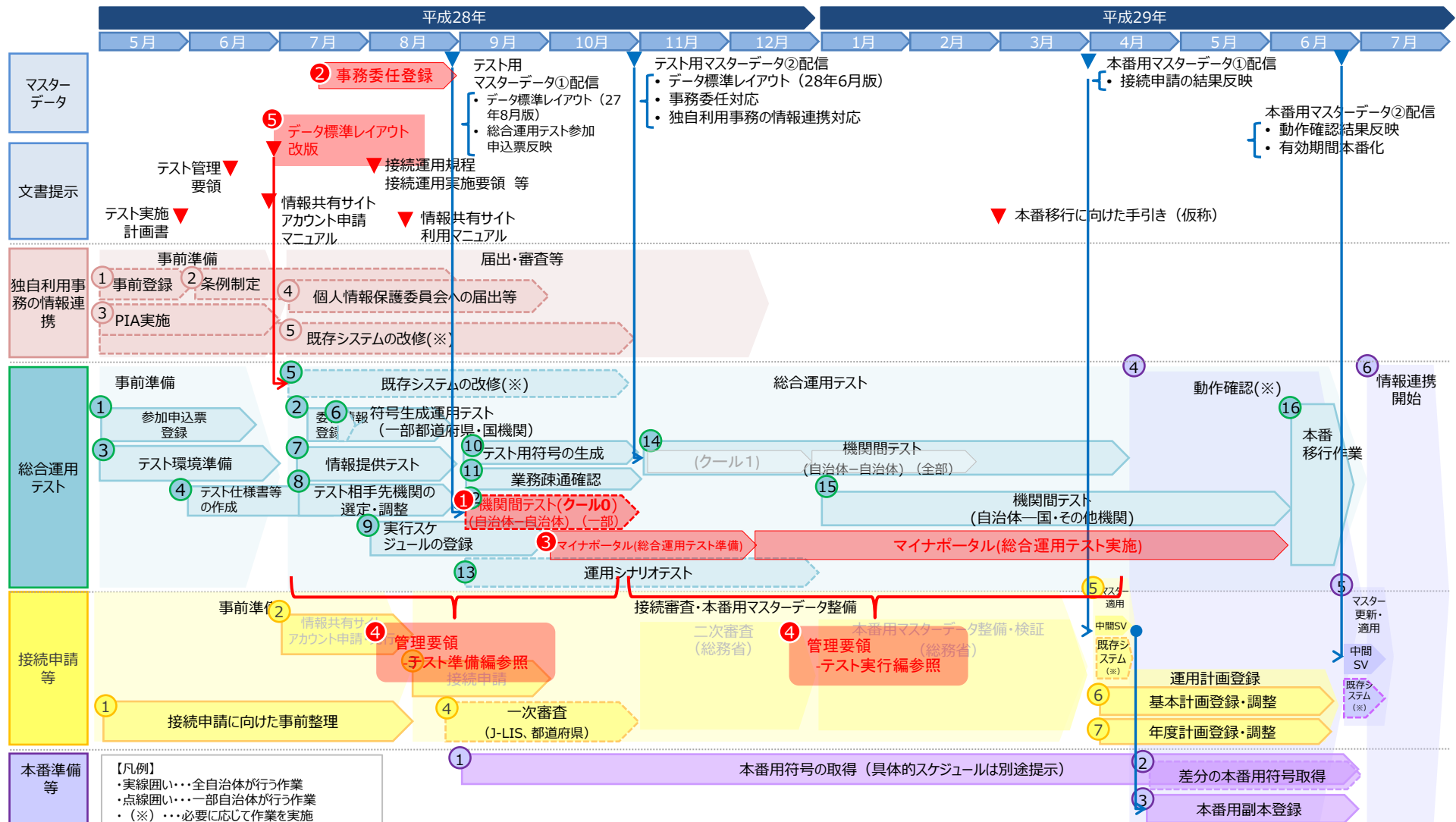


## 総合運用テスト関連補足情報について

平成28年 7 月  
内閣官房社会保障改革担当室

# 情報連携開始までのスケジュール

- 情報連携の開始に向けて、地方公共団体での対応が必要となる事項及びスケジュールを以下に示す。
- 各自治体は、提示される文書等を参考に対応を行うことが必要
- 本日の説明は赤枠赤字の箇所が該当です。



# ① 総合運用テスト クール0について

## I クール0で実施する情報照会・情報提供のテストの参加団体の募集について

- クール0の期間(平成28年9～10月)に、データ標準レイアウト改版の影響を受けない事務を対象に、情報照会・情報提供のテストを実施します。
- ついては、ご参加いただく団体を募集します。参加可能な団体におかれましてはぜひ積極的にご応募いただければと存じます。
- なお都道府県におかれましては、管下団体のとりまとめをお願いいたします。少なくとも都道府県含め1団体は、ご応募いただけますようお願いいたします。
- 詳細は、7月末発出予定の事務連絡をご参照ください。

|                | 概要                                                                            |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 1. テスト内容       | ・ 6月末に発出したデータ標準レイアウト改版の影響を受けない事務・特定個人情報を対象として、情報照会・情報提供テストを実施                 |
| 2. 対象団体        | ・ 都道府県、市区町村、都道府県教育委員会、市町村教育委員会、及び事務委任・委託先である一部事務組合・広域連合                       |
| 3. 募集する団体数     | ・ 都道府県ごとに2団体程度の予定(最低1団体、希望団体多数の場合は調整)                                         |
| 4. 応募条件        | ・ テスト実行期間において、テスト実行可能であること<br>・ テスト実行期間までに、必要な準備作業を完了できること                    |
| 5. 応募団体の選考について | ・ 応募いただいた団体情報を基に、内閣官房、総務省及び関係省庁・機関において、地方公共団体区分や担当バンダー等を勘案し選考します。             |
| 6. その他         | ・ 参画いただいた団体のうちいくつかの団体について、総務省が実施する総合運用テスト(運用シナリオテスト)への参加のお声掛けをさせていただく場合があります。 |

## II クール0の期間にすべての団体が行う事項について

- クール0の期間にすべての地方公共団体において以下の作業を実施します。  
ーマスター取得・適用テスト、符号取得・紐付テスト、業務疎通確認

## ② 事務委任情報の登録について

- 情報提供ネットワークシステム等総合運用テストにあたり、事務委任に関する情報の収集を、デジタルPMOを通じて実施します。  
(7月中公開予定)
- 登録いただいた情報の一部は、情報提供ネットワークシステムから配信する、総合運用テスト向けマスターデータとして使用します。
- 各情報保有機関におかれましては、登録期限(8月末予定)までに、漏れのないよう委任情報の登録をお願いいたします。  
(本運用向け委任情報収集とも連携しますので、漏れなくすべての委任情報を登録願います。)
- なお、委任を行っていない機関におかれても、委任なしの旨、登録いただく必要がございますのでご留意願います。

### 登録画面イメージ (デジタルPMO)

☑ 事務手続き委任 入力フォーム

| ① 委任している番号<br>法別表第一の事務項番 | ② 事務                                                                                     | ③ 手続                                  | ④ 委任先機関                                                                                 | ⑤ 情報提供/照会                                 | ⑥ 特定個人情報                                                       |
|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| 4                        | 船員保険法による保険給付、障害前払一時金若しくは遺族前払一時金の支給若しくは保険料等の徴収又は雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号。以下「平成十九年...」 | 4-14<br>船員保険法による年金である給付に係る権利の裁定(遺族年金) | 選択してください <input type="button" value="▼"/><br>委任先機関名<br><input type="text"/><br>(その他の場合) | 選択してください <input type="button" value="▼"/> | 2<br>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |
|                          |                                                                                          | 4-21<br>遺族年金の後順位者への支給決定               | 選択してください <input type="button" value="▼"/><br>委任先機関名<br><input type="text"/><br>(その他の場合) | 選択してください <input type="button" value="▼"/> | 2<br>地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報 |

### ③ 情報提供等記録開示システムの総合運用テストについて

- ✓ 情報提供等記録開示システムの本稼動開始に先立ち、国民等利用者に向けてサービスを提供できることの最終確認として総合運用テストを行います。
- ✓ 各情報保有機関においては、3つの観点（「①システム機能・運用観点」「②行政機関等の窓口対応観点」「③国民等利用者観点」）において確認を行います。
- ✓ 情報提供等記録開示システムの総合運用テストでは、テスト用アカウントを用いてログインし、テストの実施・結果確認を行います。
- ✓ 平成28年10月から情報保有機関において総合運用テストの準備作業を行い、12月からテストを実施する予定です。
- ✓ 詳細は、7月下旬に公開する「情報提供等記録開示システム 総合運用テスト実施計画書」をご覧ください。

#### ①システム機能・運用観点

#### ②行政機関等の窓口対応観点

#### ③国民等利用者観点

#### 目的

- ✓ 情報提供等記録開示システムに係る本番運用を開始する前に、情報保有機関において、自己情報提供業務とお知らせ情報表示業務の機能・運用の確認を行う。

- ✓ 情報保有機関として住民等からの問合せに対応できるよう、情報提供等記録開示システムに係る問い合わせ対応や窓口業務等の確認を行う。

- ✓ 情報保有機関の職員が、国民等利用者の立場にたって情報提供等記録開示システムを操作し、国民等利用者向けサービスの利用に支障がないことの確認を行う。

#### 実施内容

- 自己情報表示業務
- ✓ 自機関の中間サーバー等に登録した副本データが、情報提供等記録開示システムに表示されることを確認する。
- お知らせ情報表示業務
- ✓ 自機関が送信したお知らせ情報が、情報提供等記録開示システムに表示されることを確認する。

- ✓ 今後公開する「国民等利用者マニュアル」(国民等利用者向けの操作マニュアル)を参照し、情報提供等記録開示システムの画面や機能概要を確認する。

- ✓ 国民等利用者の立場にたって、情報提供等記録開示システムの各種サービス(情報提供等記録、自己情報、お知らせ情報のメニューの確認や、FAQの閲覧等)の操作を確認する。

- ✓ 必要に応じ窓口対応フロー等を作成

※このテストでは、情報提供等記録開示システムにアクセスした確認は行わない想定です。

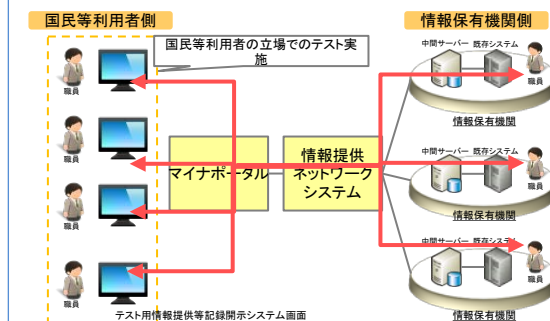
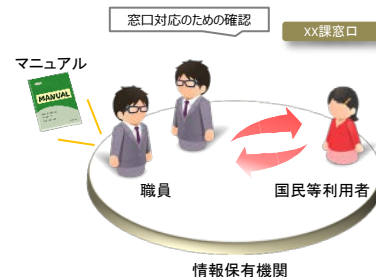
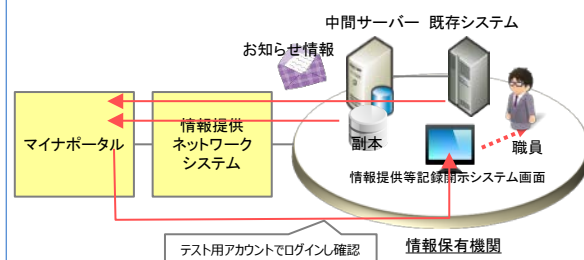
#### 実施者

- ✓ 情報提供等記録開示システムを通じて行政サービス(自己情報表示、お知らせ情報表示)を提供する情報保有機関。

- ✓ 原則、すべての情報保有機関(情報提供等記録開示システムに関して国民等利用者から問い合わせを受ける可能性のある機関。)

- ✓ 原則、すべての情報保有機関

#### イメージ



平成28年6月17日に「総合運用テスト管理要領（第1.00版）」をデジタルPMOにおいて公開しました。

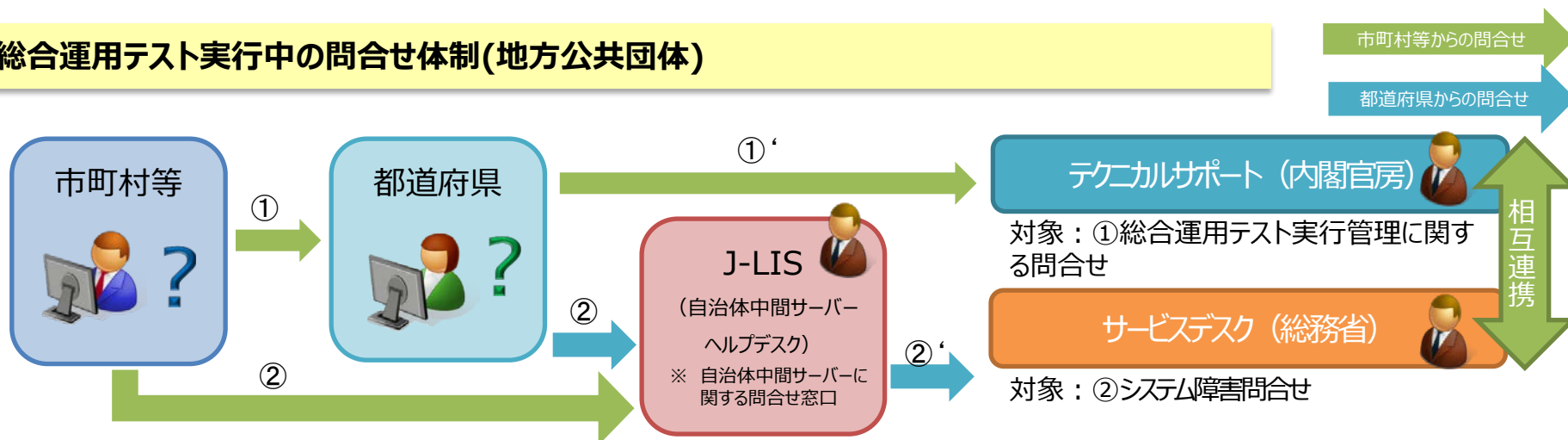
## 目的・位置づけ

- 本書は、「情報提供ネットワークシステム等 総合運用テスト実施計画書」の別紙として、以下の内容を記載しています。
  - テスト準備編： テスト準備期間において情報保有機関が実施する作業手順や、テスト全体統括（内閣官房/総務省）へ報告する内容等を記載。
  - テスト実行編： テスト実行期間における進捗報告、問合せ、障害報告等に関わる連絡フローや役割分担等を記載。
- 第1.00版においては、地方公共団体間のテストを中心に記載しており、国・その他機関との連携に係る内容や、「今後追記」の旨、記載のある内容については、関係省庁・機関と引続き調整の上、今後の改版において内容を追加する予定です。（次回改版は平成28年7月末を予定。）

## 総合運用テスト（実行段階）における問合せフローの概要

- 情報照会・提供テストにおける相手先機関への問合せは、直接テスト相手先機関とやり取りを行います。
- 上記以外の問合せ
  - 総合運用テスト実行管理に係る問合せは、都道府県が一次受付を実施します。
  - 自治体中間サーバーに関する問合せは、各地方公共団体から自治体中間サーバー・ヘルプデスクへ問合せを行います。
    - ①' 都道府県で回答が困難な場合は、二次受付となるテクニカルサポート（内閣官房）に問合せを行います。  
テクニカルサポートで問合せを受け付けた後、適切な回答者に対し回答作成依頼を行います。
    - ②' 自治体中間サーバー・ヘルプデスクで問合せ内容を確認した結果、情報提供ネットワークシステムの障害の場合には、二次受付となるサービスデスク（総務省）に問合せを行います。

### 総合運用テスト実行中の問合せ体制(地方公共団体)



## ⑤ データ標準レイアウトの改版について

- 昨年9月の番号法及び主務省令の改正等を受け、「特定個人情報データ標準レイアウト（事務手続対応版）＜平成28年6月版＞」を、平成28年6月30日にデジタルPMOにおいて公開しました。
- 各データ標準レイアウトの変更点につきましては、ファイル内の改版履歴をご確認ください。
- なお、共済（長期）関連のデータ標準レイアウト（8本）につきましては、情報照会者側の事務手続について、継続して調整を行っており、7月末に確定情報を公開する予定です。

対象の特定個人情報管理番号：49、52、53、54、64、65、68、75  
（※地方公共団体においては、これら特定個人情報の提供者にはなりません。）

- 総合運用テストについては、クール1（平成28年11月～12月）の実施に向けて、改版後のデータ標準レイアウトに対応したマスターデータを、情報提供ネットワークシステムから10月末に配信する予定です。
- 改版に合わせ必要に応じて各団体における既存システムの対応をお願いいたします。